令和８年度

入　学　手　続　案　内

【養護教諭特別別科用】

北海道教育大学　函館校

目　　次

入学のための諸手続について

チェック欄

1　入学手続の手順…… 1 ☐
2　入学料等諸納金の納入…… 2 ☐
3　入学料の減免及び徴収猶予 …… 3 ☐
4　提出書類…… 3 ☐
5　入学辞退の申し出…… 5 ☐

授業料の納入・経済的な支援について

Ⅰ　授業料について

チェック欄

1　授業料の納入 …… 6 ☐
2　授業料の納入方法…… 6 ☐
3　引落口座の登録…… 6 ☐

Ⅱ　経済支援について

チェック欄

1　入学料・授業料に係る減免及び徴収猶予について…… 6 ☐
2　奨学金について…… 8 ☐

入学時及び入学後の学生生活に関する事項について

Ⅰ　入学式等

チェック欄

1　入学式 …… 9 ☐
2　新入生オリエンテーション …… 9 ☐

Ⅱ　教務に関する事項

チェック欄

1　学生証について…… 9 ☐
2　在学証明書について …… 9 ☐
3　ノートパソコンの必携化について …… 10 ☐

Ⅲ　学生生活等

チェック欄

1　定期健康診断について…… 10 ☐

2　学生保険の加入について…… 10 ☐
3　学生寮について…… 11 ☐
4　個人情報の取扱いについて …… 11 ☐
5　障がいがある等の合格者の修学上の配慮について…… 11 ☐

学外関係団体に関する事項について

チェック欄

1　北海道教育大学函館校教育後援会 …… 12 ☐
2　北海道教育大学生活協同組合…… 12 ☐
3　任意保険等…… 12 ☐

問い合わせ先一覧

チェック欄

…… 13 ☐

不測の事態により，入学手続案内記載の内容から変更する可能性があります。
変更があり次第，本学ホームページ等でお知らせしますので，最新の情報をご確認ください。

合格おめでとうございます。

合格者は，この「入学手続案内」をよく読んで間違いのないよう，指定の期日までに，手続をしてください。

また，入学手続の一部をインターネットにより行いますので，「入学手続システム利用ガイド」も併せてご確認ください。

入学手続が完了すると，令和８年４月１日付けで入学が許可されます。

入学のための諸手続について

１　入学手続の手順　（担当：教育支援グループ）

入学手続期間内に，次の手続を完了してください。

・入学手続システムから必要情報の登録，**入学料の納入**※1 を行う。

・**入学手続関係書類を郵送**する。※2

入学手続期間内に入学手続を行わなかった場合は，いかなる理由があっても入学辞退者として取り扱います。

※1　次に該当する場合は，入学料の納入は行わず，入学料の減免又は徴収猶予の申請を行ってください。

・経済的理由その他やむを得ない理由により，入学料納入の猶予を希望する者

※2　入学手続締切日の午後５時 00 分までに配達されることを必ずご確認したうえで郵送してください。

また，持参の場合の受付時間は，午前９時 00 分から午後５時 00 分までです。（土・日・祝日を除く。）

（１）入学手続期間

令和８年２月 11 日（水）～２月 18 日（水）午後５時 00 分まで

入学手続に関する問合せ先：北海道教育大学　函館校教育支援グループ

TEL　0138-44-4370 E-mail hak-nyushi@j.hokkyodai.ac.jp

（２）入学手続システムからの登録

インターネット出願サイト内のマイページより「入学手続システム」にアクセスし，入学手続を行ってください。

「入学手続案内」及び「入学手続システム利用ガイド」を参照のうえ，下記 URL から入学手続システムにアクセスし，画面の表示に従って登録してください。

○入学手続システム（インターネット出願サイト内）

https://e-apply.jp/ds/hokkyodai-net/

○入学手続システム利用ガイドは，本学公式 WEB サイト（入学案内ページ）でご確認ください。

２　入学料等諸納金の納入（担当：財務グループ）

入学料等は，「入学手続システム」から入学手続期間内に納入してください。

項　　目　　名	金　　額
入　学　料	**58,400円**
諸　納　金 （諸納金の内訳） 学生教育研究災害傷害保険料　（1年間分）※１ 学生教育研究賠償責任保険料　（1年間分）※２	**1,340円** 1,000円 340円
北海道教育大学函館校教育後援会費（※）※３	**10,000円**

（※※）諸納金の「学生教育研究災害傷害保険料」及び「学生教育研究賠償責任保険料」については，「北海道教育大学函館校教育後援会」が代行徴収します。

（※）諸納金の「学生教育研究災害傷害保険料」及び「学生教育研究賠償責任保険料」については，「北海道教育大学函館校教育後援会」が代行徴収します。

※１・※２の各種保険料については，11ページ「学生保険の加入について」参照

※３の教育後援会については，13ページ「北海道教育大学函館校教育後援会」参照

〔注〕

①入学料の額は現行の金額であり，変更が生じた場合は入学手続前に連絡します。
なお，入学時に納入金額の改定が行われた場合は，改定時から新たな金額が適用されます。

②入学料の減免及び徴収猶予申請書を提出する場合は，入学料を納入しないでください。
減免及び徴収猶予申請については，「３　入学料の減免及び徴収猶予」を参照してください。

③入学料減免申請等により入学料を納入しない者でも「学生教育研究災害傷害保険料」「学生教育研究賠償責任保険料」は必ず納入してください。

④納入された入学料は返還しません。

〈入学料等諸納金の支払方法〉

入学料等は，入学手続システムから入学手続期間内にお支払いください。
（郵便為替及び現金でのお支払はできません。）
お選び頂ける決済方法は，クレジットカード，コンビニエンスストア，郵便局・銀行 ATM（Pay-easy），ネットバンキングになります。
詳細は，入学手続システム WEB ページ（https://e-apply.jp/ds/hokkyodai-net/public/payment）をご確認ください。

【注意事項】

※入学料・諸経費等とは別に決済手数料がかかります。
（手数料は入学者にてご負担ください。）

※決済手数料を含め，お支払い金額の合計が 300,000 円を超える場合，コンビニエンスストアからのお支払いは選択できません。

※Pay-easy を利用した ATM でのお支払いの場合は，コンビニエンスストアに設置されている銀行系 ATM ではお支払いできません。また，決済手数料を含めお支払い金額の合計が 100,000 円を超える場合は，現金でのお支払いはできないためキャッシュカードが必要となります。（ゆうちょ銀行は通帳か

らお支払いいただける場合があります。）

３　入学料の減免及び徴収猶予（担当：教育支援グループ）

本学には，入学料の減免及び徴収猶予の制度があります。

入学料の納入に代えて「入学料の減免申請書」もしくは，「入学料徴収猶予申請書」の提出により入学手続を行いますので，申請を希望される場合は，**前述の入学料の納入を行わずに，**入学手続期間中に申請手続を行ってください。

※各種入学料減免申請制度の詳細は，6～7 ページ参照

また，**「入学料」は一度納入してしまいますと減免及び徴収猶予の選考対象となりません**ので，ご注意ください。

４　提出書類（担当：以下のとおり）

入学に必要な書類について，以下の「（１）提出書類等一覧」を参照のうえ入学手続期間中に，窓口もしくは郵送にて提出してください。ただし，提出期限を別に定めているものを除きます。

なお，郵送により期限までの提出が難しい場合は，函館校教育支援グループ（0138-44-4370）へ連絡のうえ，入学手続期間最終日の午後 3 時 00 分までに，「誓約書」を E－Mail もしくはＦＡＸ等により送信し，当該教育支援グループの受信確認を受けたうえで，担当者の指示により提出書類一式を郵送してください。（当日消印有効）

また，一部書類については，提出期限が異なりますので，ご注意ください。

（１）提出書類等一覧

提 出 書 類	記入要領・提出要領等	提出者	担　当	ﾁｪｯｸ
①誓約書・連帯保証書	次ページの提出書類の説明をご確認の上，作成し，提出してください。	全　員	教育支援グループ	□
②授業料引落口座の登録	**本学公式 WEB サイト（入学案内ページ）に掲載している「授業料納入手続きの案内」をご確認の上，本学公式 WEB サイト（授業料口座振替 WEB 登録ページ）から引落口座の登録を行ってください。**		財務グループ	□
③健康調査票	次ページの提出書類の説明をご確認の上，入学手続期間中に入力してください。		保健管理センター	□
④看護学校等卒業（修了）証明書	証明書の右上に受験番号を鉛筆で記入し，必ず３月末日までに提出してください。	出願時に卒業（修了）見込みであった者のみ	教育支援グループ	□
⑤看護師免許証の写し	A4判用紙にコピーし，右上に鉛筆で受験番号を記入してください。	看護師免許取得済の者のみ	教育支援グループ	□
⑥看護師国家試験受験の申出書	書式をこちらからダウンロードし，提出してください。	看護師国家試験受験予定の者のみ	教育支援グループ	□
⑦看護師国家試験受験票の写し	受験票が届き次第，A4判用紙にコピーし，右上に鉛筆で受験番号を記入し提出してください。		教育支援グループ	□

⑧パスポートの写し	パスポートの写しを提出してください。	**日本国籍を有しない方のみ**	教育支援グループ	□
⑨入学辞退届等	入学辞退の申し出参照。	**該当者のみ**	教育支援グループ	□
⑩入学料・授業料に係る減免及び徴収猶予の申請書類	本学公式WEBサイト（入学案内ページ）を参照の上，入学手続期間に提出してください。	**該当者のみ**	教育支援グループ	□

（２）提出書類の説明

①誓約書に・連帯保証書ついて

1）誓約書は，学生が，下記①～③の事項を誓約し，下記④～⑤の事項について同意するものです。

①学則その他諸規則を守り，学生としての本分を全うすること。

②本誓約書の裏面１記載の令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。

③本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定される以前において行った，青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為について，本誓約書の裏面２記載の期間が経過していること。

④実習を行う前に，同法に基づく犯罪事実の確認が行われる可能性があること，及びこの確認を通じて特定性犯罪前科があることが確認された場合については，児童等に接する実習を行うことはできないこと。

⑤実習を行うことができない場合は，教育職員免許状の取得要件を満たすことはできずまた，修了要件を満たすことができず修了ができない可能性があること。

※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）の概要については，こちらからご確認ください。

また，連帯保証書は，連帯保証人が，学生の本学在学中における一切の行為について指導・監督するとともに，極度額を限度として，連帯して保証することを約束するものです。

2）極度額とは

民法は，保証人の保護のため，個人が保証人となる根保証契約（※）については，保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければならないと規定しています。

学生の本学に対する債務が極度額を超えた場合（例えば，本学の施設を損壊して高額な損害賠償債務が発生した場合）であっても，保証人が支払い義務を負うのは極度額までであり，極度額を超えた金額については支払う必要はありません。

なお，極度額は卒業・修了するまで変更はありません。

（※）根保証契約とは，一定の範囲に属する不特定の債務を保証する保証契約をいい，入学後に発生する授業料債務や本学に与えた損害賠償債務を保証するものも，根保証契約に含まれます。

3）極度額は，授業料（年額）に本学学則に定める最大在学期間を掛けて算出した次の額のとおりとします。

区分	極度額	算出根拠	
		授業料/年額	最大在学期間
養護教諭特別別科	547,800 円	273,900 円	2 年

4）入学手続システムから出力した誓約書に，本人及び連帯保証人ともに当人が直筆で署名してください。

②健康調査票について

この調査票は，皆さんの在学中の健康管理に役立てるためのものですので，正しく明瞭に入力してください。

また，今後の感染症流行への備えのため，入学前に麻しん・風しんその他のワクチン接種歴を調査票内で確認しています。母子手帳を確認し，漏れなく回答してください。不明な点がありましたら保健管理センターにご相談ください。

『健康調査票』は，入学手続期間中に以下のフォームから回答してください。

『健康調査票』入力フォーム

５　入学辞退の申し出（担当：教育支援グループ）

特別な事情があって入学を辞退する場合は，「入学辞退届」（指定様式）に必要事項を記入の上，入学手続期間内に提出願います。

なお，納入された入学料は返還いたしません。

〇提出方法：「郵便」もしくは「窓口」

下記期限に間に合わない場合は，事前に電話連絡の上，「E－Mail（hak-nyushi@j.hokkyodai.ac.jp)」または「ＦＡＸ(0138-44-4380)」にて仮提出し，原本は速達郵便で郵送してください。

〇提出期限：

【一般入試】

・提出期日：令和８年２月１８日（水）午後５時00分まで必着

【推薦入試】

・受験生本人からの申請により，当該推薦者（在学学校長，勤務先の長又は出身看護師養成機関の長）が，「推薦入学辞退願」を提出

・提出期日：令和８年２月１８日（水）午後５時00分まで必着

授業料の納入・経済的な支援について

Ⅰ　授業料について（担当：財務グループ）

１　授業料の納入

授　業　料	金　　額	引　落　日
授業料年額（予定）	273,900円	
（内訳）前　期　分	136,950円	令和８年５月27日（水）
後　期　分	136,950円	令和８年11月27日（金）

（注）・引落日の前日までに引落口座に入金してください。
・上記の金額は現行の金額であり，入学時及び在学中に改定が行われた場合には，改定時から新たな金額が適用されます。
・授業料の減免及び徴収猶予については，「Ⅱ　経済支援について」を参照してください。

２　授業料の納入方法

授業料の納入方法は，口座振替（口座からの引落し）です。
引落は，半期分ずつ年２回（５月と11月）です。

※授業料の引落日・金額等については，文書による学生，保証人への通知は行いません。
北海道教育大学公式 WEB サイト（毎年４月上旬更新予定）及び教育支援総合システム（Live Campus　U）等でご確認ください。
https://www.hokkyodai.ac.jp/student/support/jugyoryononyu.html）

北海道教育大学　授業料の納入

３　引落口座の登録

引落口座は，本学公式 WEB サイト（入学案内ページ）に掲載している**「授業料納入手続きのご案内」**をご確認いただき，上記の北海道教育大学の公式 WEB サイトから入学手続期間中に登録してください。
授業料減免及び徴収猶予申請をした場合は，その結果が決定するまで引落しを猶予しますが，口座の登録は上記のとおり行ってください。この場合の引落日は，授業料減免及び徴収猶予結果の通知と併せてお知らせします。

Ⅱ　経済支援について

１　入学料・授業料に係る減免及び徴収猶予について（担当：教育支援グループ）

本学には，入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度があります。入学手続システムで「減免を申請する」にチェックし，各制度の詳細，提出書類及び提出期限等について本学公式WEBサイト（入学案内ページ）をご確認の上，入学手続期間に提出してください。
なお，入学料の減免又は徴収猶予の申請を希望される場合は，入学料の納入を行わないでください。

（１）入学料の減免

経済支援の一環として，以下に該当し，入学料の減免が必要と認められる場合に，選考のうえ，入学料の全額又は半額が減免されます。

【対象者】

①経済的理由によって入学料の納付が困難である者

②次のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者

・入学前1年以内において，入学する者の学資を主として負担する者（学資負担者）が死亡し，又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより，入学料の納入が困難な場合。

・母子世帯又は父子世帯の者

・生活保護世帯の者

・学資負担者が，6月以上の長期療養中である者又は長期療養を必要と認められる者

・学資負担者が，障害者である者

（２）入学料の徴収猶予

以下に該当し，入学料の納付に猶予が必要と認められる場合に，選考のうえ，一定の期間，入学料の徴収が猶予されます。

【対象者】

①経済的理由によって，入学料を期日までに納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

②入学前1年以内（R5.4.1～R6.3.31）において，入学する者の学資を主として負担する者（学資負担者）が死亡し，又は入学する者若しくは学生負担者が風水害等の災害を受けたことにより，納入期日までに入学料の納入が困難であると認められる場合

③その他やむを得ない事情があると認められる場合

【学業成績の基準】

入学試験の成績が，上位2分の1以内

（３）授業料の減免

以下に該当し，授業料の減免が必要と認められる場合に，選考のうえ，授業料の全額又は一部が減免されます。

なお，予算の関係で減免が可能となる人数に限りがあります。

授業料は，年額を学期ごとに分割して納付することとなりますので，授業料減免の申請は学期ごとに行うこととなります。

【対象者】

①経済的理由によって授業料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

②入学前1年以内において，学資負担者が死亡し，又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者

【学業成績の基準】

入学試験の成績が，上位3分の1以内

（４）授業料の徴収猶予

授業料を期限までに納付が困難である場合，選考のうえ，授業料の徴収が一定の期日まで猶予されます。

なお，授業料の減免と同様，学期ごとに申請を行うこととなります。

２　奨学金について（担当：教育支援グループ）

(1)　日本学生支援機構（以下，「学生支援機構」という。）の奨学金は入学後に募集を行う「在学採用」があり，４月中旬に募集に関する説明会を開催予定です。また，地方公共団体等の各種団体で実施する奨学金の募集もあります。これらの案内は，４月に奨学金関係の掲示板で行いますので，確認してください。

(2)　高等学校等で学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた者は，貸与終了後に返還することとなりますが，「在学届」を大学に提出することにより，在学中は返還が猶予されます。在学中の返還猶予の希望者は，令和８年４月１０日（金）までに，スカラネット・パーソナル（インターネット）から「在学猶予願（在学届）」を提出してください。なお，スカラネット・パーソナルの不具合等やむを得ない理由により，スカラネット・パーソナルから「在学猶予願（在学届）」を提出できない場合は，教育支援グループで「在学猶予願（在学届）」を受領し，令和８年４月１０日（金）までに教育支援グループへ提出してください。なお，この手続きを怠った場合，学生支援機構から返還のお知らせが通知され，10 月から返還が開始されることとなります。

なお，既に返還中の場合は，メールで「現在返還中で，在学猶予を希望する」旨を令和８年２月１８日（水）までにお知らせください。別途締切日をお知らせします。

入学時及び入学後の学生生活に関する事項について

Ⅰ　入学式等

１　入学式（担当：総務グループ）

（１）開催日　令和８年４月３日（金）
（２）時　間　開式 13:30 から（概ね１時間）
　　開場 12:30
（３）会　場　函館市民会館　大ホール
　　（函館市湯川町１－３２－１）

※詳細については，新入生特設ページ「入学式等」において，後日お知らせいたします。
（３月上旬を予定）

２　新入生オリエンテーション（担当：教育支援グループ）

函館校において履修方法，学生生活等についてオリエンテーションを行います。日時，会場等が決定しましたら，本学函館校ホームページ【URL：https://www.hokkyodai.ac.jp/hak】及び入学式の配付資料でお知らせいたします。

Ⅱ　教務に関する事項

１　学生証について（担当：教育支援グループ）

学生証は，令和８年４月８日（水）の午後から交付する予定です。

２　在学証明書について（担当：教育支援グループ）

在学証明書は，新入生オリエンテーション受付時に１部交付します。
それ以上必要な場合は，事務室内に「証明書自動発行機」を設置していますので，そちらをご利用ください。
（詳細は，教育支援グループにお問い合わせください。）

３　ノートパソコンの必携化について（担当：教育支援グループ）

北海道教育大学では，授業（講義・演習・実験・実習）や課題・レポートの作成・提出，授業の履修登録，成績閲覧など，大学の教育研究活動において，個人のノートパソコンを利用するBYOD(Bring Your Own Device)を導入しています。

特別な事情がある場合を除き，新学期の授業開始までに「ノートパソコンの必携について」の条件を満たす自分専用のノートパソコンをご準備ください。

〇詳細は，本学函館校ホームページからご確認ください。
URL：https://www.hokkyodai.ac.jp/info_important_hue/honbu.html

Ⅲ　学生生活等

１　定期健康診断について（担当：保健管理センター函館分室）

本学では，学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施していますので，必ず受診してください。心電図検査は，現在の学校保健安全法で定められた健康診断項目ではないため，検査実費がかかりますが，「北海道教育大学函館校教育後援会」が負担しています。

※詳細につきましては「北海道教育大学函館校尚学会（教育後援会）入会のご案内について」を参照してください。

日　　時：令和８年４月７日（火）
検査項目：胸部Ｘ線撮影，内科検診，血圧測定，尿検査，身体測定，視力測定，心電図検査
※　健康診断の詳細につきましては新入生オリエンテーション時にご案内します。
※　**「保健管理センターからの重要なお知らせ」**を本学公式WEBサイト（入学案内ページ）に掲載しておりますので，入学前に必ずご確認ください。

２　学生保険の加入について（担当：教育支援グループ）

（１）**学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約保険含む）（全員加入）**

教育研究活動中の不慮の災害事故を補償するために，本学では，**学部学生全員**に，(公財)日本国際教育支援協会を契約者とする**「学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約保険含む）」に加入**いただくことにしております。

保険の詳細については，本学公式WEBサイト（入学案内ページ）を参照してください。

＊保険料　保険期間　１年間　1,000円

（２）学生教育研究賠償責任保険（全員加入）

(1)の保険に加えて，正課，学校行事，教育実習等で，他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊したことにより被る損害賠償を補償するため，本学では，学部学生全員に，(公財)日本国際教育支援協会を契約者とする「学生教育研究賠償責任保険」に加入いただくことにしております。

保険の詳細については，本学公式WEBサイト（入学案内ページ）を参照してください。

＊保険料　保険期間　１年間　340円

※任意加入の保険については，「学外関係団体に関する事項について」をご参照ください。

３　学生寮について（担当：教育支援グループ）

函館校には学生寮（男子寮・女子寮）があります。

本学HP（学生寮ページ（下記URL））に『入寮申請のしおり』及び入寮申請書等の様式を掲載しています。

【本学HP（学生寮ページ）】https://www.hokkyodai.ac.jp/hak/student/dormitory.html

なお，入寮申請書類の提出期限は下記の通りです。

入学試験区分	入寮申請書類の提出期限
【別　科】推薦入試，一般入試	令和８年３月６日（金）

※申請書類は，データでの提出（BOXファイルリクエスト）となります。

４　個人情報の取扱いについて（担当：総務グループ）

（１）本学は，「個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに，「個人情報保護に関する基本方針」及び「国立大学法人北海道教育大学個人情報等取扱規則」を定め，個人情報の保護に取り組んでいます。関係規則等につきましては，本学のホームページをご覧ください。

（２）入学手続に際してお知らせいただいた氏名，住所その他の個人情報は別段の記載がない限り，入学後の①教務関係業務（学籍管理，修学指導等），②学生支援関係業務（健康管理，奨学金申請等），③授業料等に関する業務，④図書館の利用に関する業務，⑤入学者選抜方法等に関する調査・研究業務，⑥これらに付随する業務を行うために利用します。

なお，⑤に関し，調査・研究結果の発表を行う場合，個人が特定できないように処理します。

（３）本学関係団体である「北海道教育大学函館校尚学会（教育後援会）」「北海道教育大学夕陽会（函館校同窓会）」から要請があった場合は，当該組織の活動に必要な範囲内において上記(2)の個人情報を提供することがあります。

（４）上記(2)の業務を行うに当たっては，業務の全部又は一部を外部の事業者に委託することがあります。委託先に対しては，委託した業務を遂行するために必要となる限度で，お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を提供します。

北海道教育大学函館校尚学会（教育後援会）ホームページ
https://www.hokkyodai.ac.jp/hak/student/support.html
北海道教育大学夕陽会（函館校同窓会）ホームページ
https://sekiyoukai.com

５　障がいがある等の合格者の修学上の配慮について（担当：教育支援グループ）

障がいがある等の理由により，修学上に不安を感じる，あるいは配慮を必要とする者は，本学公式WEBサイト（入学案内ページ）から「障がいを有する合格者との相談申請書」をダウンロードの上，必要事項を記入し，入学関係書類に同封して，入学手続期間内に提出【必着】してください。

なお，出願時に，同書類に就学上の配慮事項等の内容を記載し，提出いただいている場合は，提出の必要はありません。

また，選抜区分により入学手続期間が異なりますのでご注意ください。

学外関係団体に関する事項について

１　北海道教育大学函館校教育後援会

「教育後援会（尚学会）」は，学生の保護者（学資負担者）と大学の教職員が会員となり，会員相互の協力によって，函館校の学生の学習・活動，教育実習等の実習・体験活動，課外活動，福利厚生，国際交流及び就職活動等の諸活動を物心両面から支援し，充実した学生生活が送れるよう支援活動を行っている団体です。

―支援活動の一例－
・新入学生及び編入学生に対して血液検査，心電図検査の実施支援
・サークル活動に必要な物品等購入にかかる補助
・学生団体の加盟団体への登録料の補助
・全国大会等に出場時の大会参加費等の補助
・卒業記念品の贈呈
・大学祭等のイベント実施のかかる費用補助
・留学生への奨学金援助
・各種国際交流イベントに対する支援
・教員，民間企業，公務員等の学生個々の希望に応じた就職支援を展開
（就職面接指導，願書・自己推薦書添削指導，就職特別講座）
・学生用図書の購入
・教室設備等の学習環境整備

つきましては，本学公式 WEB サイト（入学案内ページ）「学外団体に関する事項」に掲載の『北海道教育大学函館校尚学会（教育後援会）入会のご案内について』をご参照いただきますようお願いいたします。

２　北海道教育大学生活協同組合

北海道教育大学生協とは，北海道教育大学の学生・教職員の出資で運営されている非営利目的の生活協同組合です。札幌・旭川・釧路・函館・岩見沢の５キャンパスで大学施設内の食堂や購買・書籍の店舗を運営しています。
生協加入の手続と「学生証一体型学内用電子マネー」利用のご案内など
詳しくは，本学公式WEBサイト（入学案内ページ）をご覧ください。

３　任意保険等

（１）学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）
この保険は，全員加入の保険（**学生教育研究災害傷害保険及び**学生教育研究賠償責任保険）では補償できない分野を補完した24時間補償のものであり，(公財)日本国際教育支援協会を契約者とする団体保険です。本学では，任意加入としています。詳しくは，本学公式WEBサイト（入学案内ページ）をご覧ください。

（２）学生総合共済・学生賠償責任保険（一人暮らし特約）（任意加入）
ご希望の者は直接以下にお問い合わせください。
〔お問合せ先〕
・北海道教育大学生活協同組合（函館）　Tel:0138-41-1113
・大学生協共済・保険サポートダイヤル Tel:0120-335-770（フリーダイヤル）

問い合わせ先一覧

担当名	TEL	E-Mail
教育支援グループ	0138-44-4xxx 入学手続関係：370 減免・猶予関係：348 奨学金関係：221 桐花（男子）寮関係：237 翠蔭（女子）寮関係：221	hak-gakumu@j.hokkyodai.ac.jp
総務グループ	0138-44-4204	hak-somu@j.hokkyodai.ac.jp
財務グループ	0138-44-4213	hak-zaimu@j.hokkyodai.ac.jp
函館校尚学会会計幹事 （教育後援会窓口）	0138-44-4203	なし
保健管理センター函館分室	0138-44-4374	hak-hoken@j.hokkyodai.ac.jp